

PCB廃棄物に係る漏えい・紛失等の事例について

都道府県・政令市に対し、平成20年度以降に発生したPCB廃棄物に係る漏えい事案、紛失事案、不適正処理事案、不法投棄事案について情報提供を求め、報告のあった事例をとりまとめた。

なお、東日本大震災の影響により紛失等した事案については、集計から除いている。

調査実施時期：平成23年9月

対象：都道府県（47）及び廃棄物処理法政令市（63市）（回答率：100%）

1. 漏えい事案

年 度	件 数	漏洩したPCB廃棄物の台数		
		高圧トランス・コンデンサ		安定器
		高濃度	微量汚染	
平成20年度	35	3	47	1
平成21年度	43	5	29	2
平成22年度	43	7	25	0
平成23年度	10	0	7	0

（事例1）

- ・市職員が、定期的な立ち入り検査時に漏えいを発見。
- ・屋外の専用保管庫に抜油済みを含むコンデンサ（高濃度26台）及び絶縁油（165ℓ）を保管している事業者が、保管庫内部において抜油済みと考えていたコンデンサから最大で約120ℓの絶縁油を漏洩させた。
- ・漏洩した絶縁油は、保管庫外部の土壌等からも検出されたため、生活環境保全上の支障が生じるおそれがあることから、廃棄物処理法に基づく措置命令を発出した。

（事例2）

- ・廃ビルの解体工事中に、重機がトランスに接触。トランスが損傷し、PCB廃油が漏出。

（事例3）

- ・高圧コンデンサの濃度測定の際に機器に小さな穴を開けたため、その穴をガムテープでふさいでいた。
- ・処分の運搬の際に、その穴から漏洩。ウエスで拭き取り。拭き取ったウエスは、PCB汚染物として処理予定。

2. 紛失事案

年 度	件 数	紛失したPCB廃棄物の台数		
		高圧トランス・コンデンサ		安定器
		高濃度	微量汚染	
平成20年度	34	48	5	170
平成21年度	48	53	23	14
平成22年度	40	46	16	51
平成23年度	15	11	5	202

(事例4)

・キュービクル内に保管していたコンデンサが、キュービクルごと盗難に遭った。運搬先等は確認できていない。

(事例5)

・破産し行方不明となった保管事業者の保管場所において、保管されているはずのPCB廃棄物がないことが判明。
(高圧コンデンサ (高濃度) 1台)

(事例6)

・閉鎖した工場に保管されていたPCB廃棄物が土地・建物の賃貸借を繰り返す内に紛失していたことが判明したため、当時の経営者から県条例に基づく紛失届が提出された。現在も紛失したPCB廃棄物の行方は届出者により調査中である。
(高圧コンデンサ (高濃度) 2台)

3. 不適正処分事案

年 度	件 数	不適正処分したPCB廃棄物の台数		
		高圧トランス・コンデンサ		安定器
		高濃度	微量汚染	
平成20年度	23	7	11	32
平成21年度	15	4	66	214
平成22年度	23	9	21	74
平成23年度	9	1	21	0

(事例7)

- ・微量PCB混入電気機器である使用中の高圧トランス2台の更新工事を行った際、2台とも廃棄してしまい、追跡調査の結果、転売されていたことが判明、最終転売先は不明。

(事例8)

- ・通報を受け金属くず買取業者に立入を行ったところ、抜油済み電気機器約40台が保管されていた。PCB分析を実施させたところ、5台から微量PCBが検出。現在、排出事業者を追跡中。

(事例9)

- ・不動産を解体する際に、そこにPCB電気工作物が含まれているという認識が薄く、廃高圧コンデンサ（高濃度）1台を金属くずとしてリサイクル業者に渡し、その後の行方は分からなくなっている。
- ・売買契約書にはPCBに関する記述がなされていたが、売却者から不動産購入者に対して十分な情報提供がなされていないこと、購入者のPCBに関する知識が少なかったことが紛失の原因と考えられる。

4. 不法投棄事案

年 度	件 数	不法投棄されたPCB廃棄物の台数		
		高圧トランス・コンデンサ		安定器
		高濃度	微量汚染	
平成20年度	5	6	6	20
平成21年度	9	4	8	0
平成22年度	5	4	0	0
平成23年度	1	1	6	0

(事例 10)

〔 ・ マンションのゴミ捨場に高圧コンデンサ（高濃度）が不法投棄されていた。 〕

(事例 11)

〔 ・ 建設工事現場から、埋設された高圧トランス等 12 台が発見されたもの。うち 1 台は、型式から高濃度 PCB 含有機器であると考えられる。機器の廃棄時期は、PCB 特措法の施行前の可能性が高い
 高圧トランス・コンデンサ（高濃度）1 台
 高圧トランス・コンデンサ（微量）6 台 〕

(事例 12)

〔 ・ 市道に高圧コンデンサ（高濃度 2 台）及び安定器（20 台）が不法投棄されていた。 〕

(注) 都道府県・政令市に対し、本調査結果について情報提供するとともに、保管事業者への指導徹底について改めてお願いしたところ。